

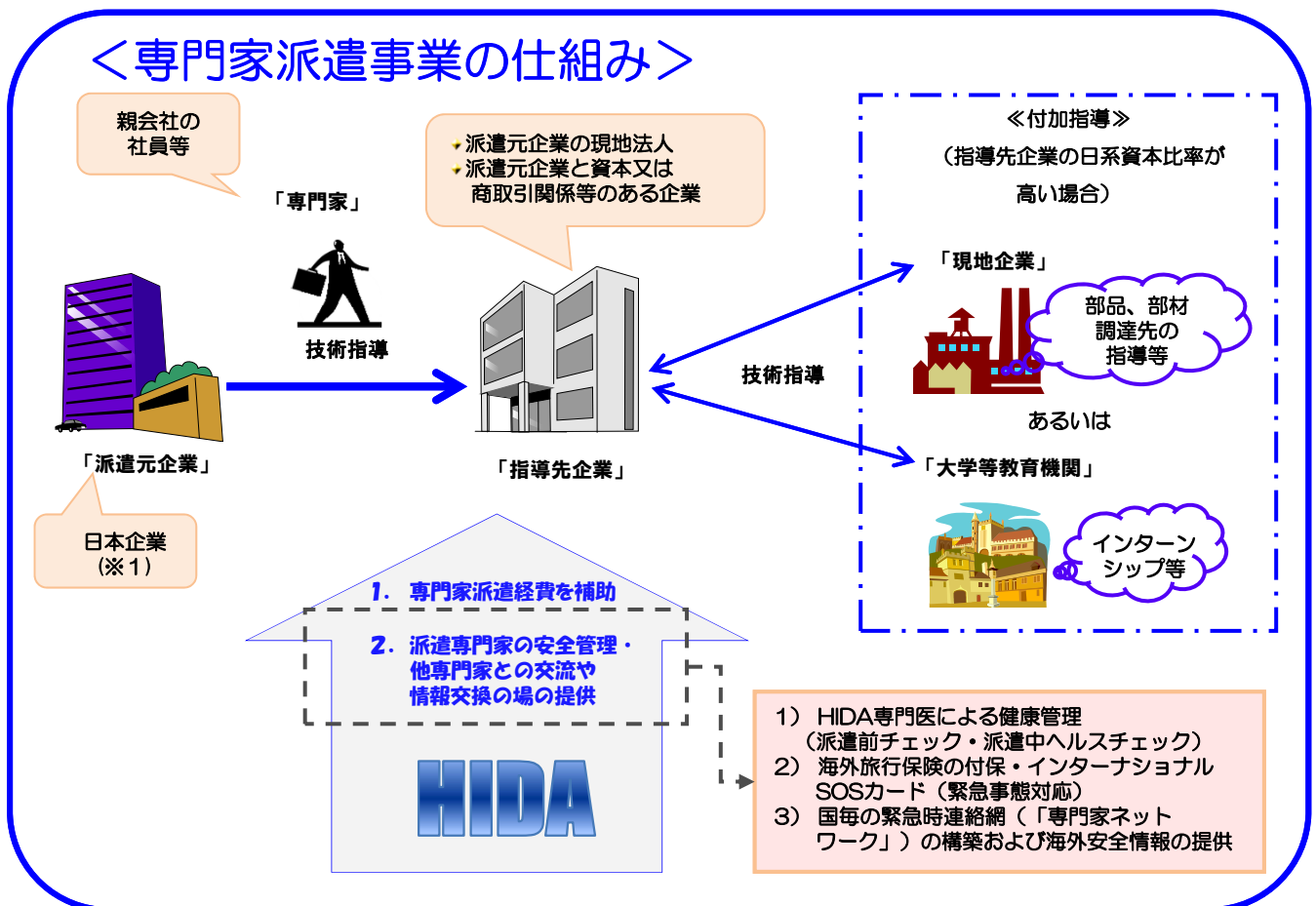
新興市場開拓人材育成支援事業 (専門家派遣事業)

海外進出日系企業必見

- 海外の子会社等に専門家（自社の社員等）を派遣し、技術指導、人材育成をする際にODA事業の補助金が出ます。
- 指導先企業が日系企業の場合、航空賃、日当・宿泊費等、経費の最大2/3を補助します。(※1)
- 日本の中堅・中小企業、大企業（注）の国際展開に活用できます。

(注) 大企業で、指導先企業に日本からの出資が有る場合では、政策的重要分野(※2)に限らせていただきます。

<専門家派遣事業の仕組み>



<お問合せ先>

HIDA

派遣業務部派遣業務グループ

東京都中央区銀座5-12-5 白鶴ビル4階
TEL: 03-3549-3050, FAX: 03-3549-3055
e-mail: g-haken@hidajapan.or.jp

<http://www.hidajapan.or.jp/jp/ikusei/edp/index.html>

新興市場開拓人材育成支援事業(専門家派遣事業) ＜制度概要＞

- 事業目的 開発途上国等の日系企業等へ専門家を派遣し、人材育成を通じて技術移転を図り、派遣国の産業発展と日系企業の活性化に寄与すること。
- 派遣対象企業 日本企業と資本、商取引関係等のある開発途上国等の現地企業
- 派遣対象分野
1. 派遣国の産業発展に貢献する業種
自動車部品、電気・電子部品、金型、冶工具、機械類等の裾野産業および関連産業等
 2. 日本政府の定める政策的重要な分野 (※2)
(1)グリーン・イノベーション、(2)ライフ・イノベーション、
(3)アジア経済戦略、(4)観光・地域活性化、(5)科学・技術・情報通信 等で我が国の経済的波及効果が見込まれるもの。
- 派遣にかかる補助率
1. 指導先企業が日系企業の場合
専門家を派遣する日本企業(派遣元企業)の規模により補助率が異なります。(※1)
 - ・中小企業: 派遣経費の2/3
【中小企業基本法に基づく企業】
 - ・中堅企業: 派遣経費の2/3
【中小企業を除く資本金10億円未満の企業】
 - ・大企業: 派遣経費の1/2 (但し、政策的重要な分野のみ)
【中小企業及び中堅企業を除く企業】
 2. 指導先企業がローカル企業・団体の場合
日本企業又は先進国企業からの出資がない、ローカル資本企業又は団体が指導先企業の場合、派遣元企業の規模に関わらず、派遣国により補助率が異なります。
 - ・開発途上国: 派遣経費の2/3
 - ・後発開発途上国: 派遣経費の定額
- 派遣期間 原則として1カ月～6カ月程度 (翌年度に亘る場合には条件があります。)
- 申込方法 調査票にて随時受付中
(調査票は、HIDAホームページからダウンロードできます。)
- その他 詳細については、下のお問合せ先までお問い合わせください。

＜お問合せ先＞



派遣業務部派遣業務グループ

東京都中央区銀座5-12-5 白鶴ビル4階

TEL: 03-3549-3050 FAX: 03-3549-3055

e-mail: g-haken@hidajapan.or.jp URL: <http://www.hidajapan.or.jp/jp/ikusei/edp/index.html>